

新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(略)</p> <p><b>4 構造改革特別区域の特性</b></p> <p>(略)</p> <p><b>(2) 阿蘇地域の概要</b></p> <p>阿蘇地域は、熊本県の北東部に位置し、阿蘇五岳をはじめ、世界最大級のカルデラやそれを囲む外輪山、さらには広大な草原や森林、水源や温泉といった豊かな自然に恵まれた美しい地域であり、その多くは阿蘇くじゅう国立公園をはじめとする自然公園に指定されている。また、神話や神楽等の多くの伝統文化にも恵まれており、豊かな自然と文化が相まって、年間1,800万人もの観光客が訪れる県内最大の観光地となっている。</p> <p>産業面では、広大な耕地と夏期の冷涼な気候を生かし、米・野菜・畜産を柱とした多様な農業、また豊富な森林資源を生かした林業、そして広大な草原、さらには各地に湧き出る温泉の恵みを受け、様々な観光産業が盛んである。</p> <p>一方、県内最大の観光地であるが、過疎化、少子高齢化、景気の低迷などにより地域活力は低下しており、農林業においては後継者不足に起因する遊休農地が増加するなど将来的な不安は高まって</p>	<p>(略)</p> <p><b>4 構造改革特別区域の特性</b></p> <p>(略)</p> <p><b>(2) 阿蘇地域の概要</b></p> <p>阿蘇地域は、熊本県の北東部に位置し、阿蘇五岳をはじめ、世界最大級のカルデラやそれを囲む外輪山、さらには広大な草原や森林、水源や温泉といった豊かな自然に恵まれた美しい地域であり、その多くは阿蘇くじゅう国立公園をはじめとする自然公園に指定されている。また、神話や神楽等の多くの伝統文化にも恵まれており、豊かな自然と文化が相まって、年間1,800万人もの観光客が訪れる県内最大の観光地となっている。</p> <p>産業面では、広大な耕地と夏期の冷涼な気候を生かし、米・野菜・畜産を柱とした多様な農業、また豊富な森林資源を生かした林業、そして広大な草原、さらには各地に湧き出る温泉の恵みを受け、様々な観光産業が盛んである。</p> <p>一方、県内最大の観光地であるが、過疎化、少子高齢化、景気の低迷などにより地域活力は低下しており、農林業においては後継者不足や有害鳥獣被害に起因する遊休農地が増加するなど将来的な</p>

新	旧
<p>いる。本特区内では阿蘇郡市7市町村及び上益城郡山都町の旧蘇陽町の区域のうち、阿蘇市の旧波野村の区域、阿蘇郡の西原村を除く5町村及び山都町の旧蘇陽町の区域が、過疎地域（又は過疎地域とみなされる区域）に指定されており、その緩和策としてUJIターン等の奨励による定住の促進を図っている市町村もある。遊休農地の活用策も含め都市住民のニーズに対応した多様な体験型ツーリズムの振興を中心に据えた地域づくりが急務となっている。</p> <p>今後、阿蘇の地域づくりを推進する上で、阿蘇地域の豊かな自然と農林漁業、歴史・伝統文化などの地域資源を掘り起こし、磨き上げ、阿蘇地域の魅力アップを図る必要がある。</p> <p>(略)</p>	<p>不安は高まっている。本特区内では阿蘇郡市7市町村及び上益城郡山都町の旧蘇陽町の区域のうち、阿蘇市の旧波野村の区域、阿蘇郡の西原村を除く5町村及び山都町の旧蘇陽町の区域が、過疎地域（又は過疎地域とみなされる区域）に指定されており、その緩和策としてUJIターン等の奨励による定住の促進を図っている市町村もある。遊休農地の活用策も含め都市住民のニーズに対応した多様な体験型ツーリズムの振興を中心に据えた地域づくりが急務となっている。</p> <p>今後、阿蘇の地域づくりを推進する上で、阿蘇地域の豊かな自然と農林漁業、歴史・伝統文化などの地域資源を掘り起こし、磨き上げ、阿蘇地域の魅力アップを図る必要がある。</p> <p>(略)</p>
<p><b>5 構造改革特別区域計画の意義</b></p> <p>(略)</p> <p><b>(2) 農地を有効活用した都市農村交流</b></p> <p>本特区内においては、今後、後継者不足による遊休農地の増加が一層懸念される中で、市民農園の開設主体を地方公共団体や農業協同組合以外の多様な主体に拡大し、区域内に多数存在する遊休農地等を市民農園として都市住民に貸し付けることで、都市農村交流を推進することができる。</p>	<p><b>5 構造改革特別区域計画の意義</b></p> <p>(略)</p> <p><b>(2) 農地を有効活用した都市農村交流</b></p> <p>本特区内においては、今後、後継者不足や有害鳥獣被害による遊休農地の増加が一層懸念される中で、市民農園の開設主体を地方公共団体や農業協同組合以外の多様な主体に拡大し、区域内に多数存在する遊休農地等を市民農園として都市住民に貸し付けることで、都市農村交流を推進することができる。なお、本特区内で深刻化し</p>

新	旧
<p>また、地元の第3セクター法人が農業参入することにより、遊休農地の有効活用が図られることはもとより、そこで栽培された製品の物産施設での販売を通して、都市農村交流を推進することができる。</p> <p>さらに、市民農園や物産施設での製品の販売を通して、食と農というテーマでの新たな都市農村交流のスタイルを提供することは、阿蘇カルデラツーリズムの内容を充実させるものとなる。</p> <p>(略)</p>	<p><u>ている有害鳥獣被害の解決策として、規制の特例措置を適用され、有害鳥獣捕獲が促進されることは、地域に居住していない都市住民が安心して農林産物を栽培できるようになり、地域の市民農園開設者にとっても管理が行いやすくなる。</u></p> <p>また、地元の第3セクター法人が農業参入することにより、遊休農地の有効活用が図られることはもとより、そこで栽培された製品の物産施設での販売を通して、都市農村交流を推進することができる。</p> <p>さらに、市民農園や物産施設での製品の販売を通して、食と農というテーマでの新たな都市農村交流のスタイルを提供することは、阿蘇カルデラツーリズムの内容を充実させるものとなる。</p> <p>(略)</p>
<p><b>6 構造改革特別区域計画の目標</b></p> <p>(1) 都市農村交流人口の増加</p> <p>阿蘇地域は、雄大な自然資源や景観等を持ち、阿蘇山火口、レジャー施設等には、観光客は訪れているが、自然、歴史、文化、草原など地域資源がありのままの姿で存在している農村には、観光客の足が伸びておらず、地域全体として観光産業の経済的な効果が波及していないのが現状である。</p> <p>そこで、本特区内において、農家民宿の開業、市民農園の開設や物産施設での特産品の拡充など、受入体制の充実を図るとともに、関連事業を一体的に実施することにより、都市と農村との交流人口</p>	<p><b>6 構造改革特別区域計画の目標</b></p> <p>(1) 都市農村交流人口の増加</p> <p>阿蘇地域は、雄大な自然資源や景観等を持ち、阿蘇山火口、レジャー施設等には、観光客は訪れているが、自然、歴史、文化、草原など地域資源がありのままの姿で存在している農村には、観光客の足が伸びておらず、地域全体として観光産業の経済的な効果が波及していないのが現状である。</p> <p>そこで、本特区内において、農家民宿の開業、市民農園の開設や物産施設での特産品の拡充など、受入体制の充実を図るとともに、関連事業を一体的に実施することにより、都市と農村との交流人口</p>

新	旧
<p>を拡大し、経済的な効果を地域全体に拡大させる。</p> <p>さらに、特定酒類の製造事業、特産酒類の製造事業の規制の特例措置を適用し、来訪者へ地域特産物を原料とした濁酒、果実酒、リキュールを提供することにより、阿蘇カルデラツーリズムの魅力を一層高め、都市と農村の交流人口の増加を図っていく。</p>	<p>を拡大し、経済的な効果を地域全体に拡大させる。<u>また、受入体制の一環として、有害鳥獣捕獲の規制の特例措置を適用することは、経済的な効果を地域の隅々まで波及させる可能性を増加させ、新規就農者等の定住促進につなげる。</u></p> <p>さらに、特定酒類の製造事業、特産酒類の製造事業の規制の特例措置を適用し、来訪者へ地域特産物を原料とした濁酒、果実酒、リキュールを提供することにより、阿蘇カルデラツーリズムの魅力を一層高め、都市と農村の交流人口の増加を図っていく。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p><b>7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果</b></p>	<p><b>7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果</b></p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>3 (削除)</p>	<p>3 さらに、有害鳥獣の被害が深刻な当地域において、特区に認定されることにより、高齢化が進んでいる狩猟免許保持者の補助人として青年者層の参加が可能となり、有害鳥獣捕獲が促進され、市民農園開設や都市農村交流施設の運営法人の農業参入等による借受希望の阻害要因が取り除かれるとともに例年8千万円を超える農林産物被害が軽減されることによる農家経済の安定化が図られる。</p>

新

特区における年間観光客入込数

区分	H22年度	H27年度	比較	
	千人	千人	千人	%
日帰り	15,463	16,236	773	105
宿泊	2,065	2,271	206	110
計	17,528	18,507	979	106

特区における特定農業者による特定酒類製造事業者件数

区分	H17年度	H18年度	H27年度
製造事業者件数	0	9	14

特区における特産酒類製造事業者件数

区分	H20年度	H22年度	H27年度
製造事業者件数	0	1	3

8 特定事業の名称

- (1) 707 (708) 特定農業者による特定酒類の製造事業
- (2) 709 (710) 特産酒類の製造事業
- (3) (削除)

旧

特区における年間観光客入込数

区分	H19年度	H24年度	比較	
	千人	千人	千人	%
日帰り	16,360	17,061	701	104
宿泊	2,290	2,519	229	110
計	18,650	19,580	930	105

特区における特定農業者による特定酒類製造事業者件数

区分	H17年度	H18年度	H23年度
製造事業者件数	0	9	14

特区における特産酒類製造事業者件数

区分	H20年度	H22年度	H24年度
製造事業者件数	0	1	3

8 特定事業の名称

- (1) 707 (708) 特定農業者による特定酒類の製造事業
- (2) 709 特産酒類の製造事業
- (3) 1303 有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業

新	旧
<p>9 (削除)</p>	<p>9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項</p> <p>(1) (財)阿蘇地域振興デザインセンターによる阿蘇地域振興策  (財)阿蘇地域振興デザインセンターは、阿蘇郡市7市町村及び上益城郡山都町の旧蘇陽町区域の地元住民や熊本県と一体となって、阿蘇の自然、草原、文化等を生かした広域的な取り組みを行い、魅力的な阿蘇づくりを進めることを目的として設立されており、現在は平成19年度に策定された中期計画の具体化に取り組んでいる。</p> <p>これを受け、これまで「スローな阿蘇づくり」をテーマとして、阿蘇地域全域でグリーン・エコ・タウンの3つのツーリズムに取り組んできたが、平成23年の九州新幹線全線開業時には、そうしたツーリズムの集大成的なキャンペーン事業として「阿蘇カルデラツーリズム博覧会」を開催する。</p> <p>(2) 阿蘇くじゅう観光圏整備事業  阿蘇くじゅう地域デザイン会議が中心となり、平成19年度から観光圏整備事業を実施している。当会議は、平成18年度に熊本県及び大分県が竹田市観光ツーリズム協会等の民間団体と連携し、組織された団体である。「阿蘇くじゅう国立公園」という共通の特性</p>

新	旧
	<p>をもった阿蘇・くじゅうの両地域が、県境を越えた観光振興・地域振興を目的に、観光サービス従事者等のサービス改善・向上、観光客の移動の利便性向上、観光に関する情報提供の充実強化等の事業を展開している。</p> <p>(3) 新幹線元年事業</p> <p>熊本県は、九州新幹線が全線開業する平成23年を「新幹線元年」と位置付け、「新幹線開業を発射台に県民総参加で地域をつくる」「くまもとを知ってもらおう」「くまもとに来て、楽しんで、また来てもらう」を三本の柱とする「新幹線元年戦略」を策定した。</p> <p>県内外にくまもとの魅力をアピールするとともに、県民総参加で「元気なくまもと」をつくるため、全線開業時に、「くまもとの食と文化でおもてなし」をテーマとした記念事業を、県下全域で展開することとしている。</p> <p>具体的には、熊本市を中心に展開する「元年事業」と県内各地域で展開する「地域元年事業」の2本立てで構成されており、(財)阿蘇地域振興デザインセンターが行う「2011阿蘇カルデラツーリズム博覧会(阿蘇ゆるっと博)」を阿蘇の地域元年事業に据え、全国に向けて発信していく。</p> <p>(4) KANSAI戦略</p> <p>熊本県では、九州新幹線の全線開業に向け、開業効果を最大化するため、日帰り圏となる関西・中国地方をターゲットに熊本の認知度を高めることが急務となっている。このため、「阿蘇」「水」「火と灯り」の3つをコンセプトとする「くまもとブランド」の確立を</p>

新	旧
<p>(略)</p> <p>別紙（特定事業番号：709 <u>(710)</u>）</p> <p>(略)</p> <p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者</p> <p><u>構造改革特別区域内において、生産された地域の特産物として指定した農産物（いちご、ブルーベリー、ぶどう又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるもの）を原料とした果実酒又は地域の特産物として指定した農産物、若しくは生産された農産物を原料として製造された加工品（いちご、すいか、メロン、りんご、ぶどう、うめ、ブルーベリー、ゆず、ばら、わさび、山椒、キウイ、米、大麦、茶、トマト、とうもろこし、そば、シソ、柿、ビワ、ヨモギ、しいたけ、しめじ、小麦、ばれいしょ、かんしょ、大豆、なす、ピーマン、きゅうり、キャベツ、はくさい、レタス、ホウレン草、ねぎ、たまねぎ、だいこん、にんじん、さといも、きく、りんどう、くり、アスパラガス、チンゲン菜、ケール、たかな、水菜、唐辛子、ワラビ、ゼンマイ、センプリ、ウド、山芋、クレソン、アケビ、牛乳、生クリーム、ヨーグルト又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるもの。）を原料としたリキュールを製造しようとする者。</u></p>	<p>目指すとともに、「くまもとフェア」等のイベントを開催し、これらの地方に対して重点的・積極的にPRすることとしている。</p> <p>(略)</p> <p>別紙（特定事業番号：709）</p> <p>(略)</p> <p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者</p> <p>構造改革特別区域内において、生産された地域の特産物（いちご、ブルーベリー、ぶどう）を原料とした果実酒又は地域の特産物（いちご、すいか、メロン、りんご、ぶどう、うめ、ブルーベリー、ばら、わさび、山椒、キウイ、米、大麦、茶、トマト、とうもろこし、そば、シソ、柿、ビワ、ヨモギ、しいたけ、しめじ、小麦、ばれいしょ、かんしょ、大豆、なす、ピーマン、きゅうり、キャベツ、はくさい、レタス、ホウレン草、ねぎ、たまねぎ、だいこん、にんじん、さといも、きく、りんどう、くり、アスパラガス、チンゲン菜、ケール、たかな、水菜、唐辛子、ワラビ、ゼンマイ、センプリ、ウド、山芋、クレソン、アケビ）を原料としたリキュールを製造しようとする者。</p>

新	旧
<p>(略)</p> <p>5 当該規制の特例措置の内容</p> <p>当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、<u>生産された本市町村が指定する地域の特産物である農産物（いちご、ブルーベリー、ぶどう又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるもの）</u>を原料とした果実酒又は<u>地域の特産物として指定した農産物、若しくは生産された農産物を原料として製造された加工品（いちご、すいか、メロン、りんご、ぶどう、うめ、ブルーベリー、ゆず、ばら、わさび、山椒、キウイ、米、大麦、茶、トマト、とうもろこし、そば、シソ、柿、ビワ、ヨモギ、しいたけ、しめじ、小麦、ばれいしょ、かんしょ、大豆、なす、ピーマン、きゅうり、キャベツ、はくさい、レタス、ホウレン草、ねぎ、たまねぎ、だいこん、にんじん、さといも、きく、りんどう、くり、アスパラガス、チンゲン菜、ケール、たかな、水菜、唐辛子、ワラビ、ゼンマイ、センプリ、ウド、山芋、クレソン、アケビ、牛乳、生クリーム、ヨーグルト又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるもの）</u>を原料としたリキュールを製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）が、果実酒については2キロリットル、リキュールについては1キロリットルに引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能になる。</p> <p>これにより、市場の出荷規格を満たさない地域の特産物についての利用価値が高まり、作付面積の拡大と生産者の収益性の向上が図られる。また、九州新幹線の全線開業と同時期に本事業を推進する</p>	<p>(略)</p> <p>5 当該規制の特例措置の内容</p> <p>当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、本市町村が指定する地域の特産物であるいちご、ブルーベリー、ぶどうを原料とした果実酒又はいちご、すいか、メロン、りんご、ぶどう、うめ、ブルーベリー、ばら、わさび、山椒、キウイ、米、大麦、茶、トマト、とうもろこし、そば、シソ、柿、ビワ、ヨモギ、しいたけ、しめじ、小麦、ばれいしょ、かんしょ、大豆、なす、ピーマン、きゅうり、キャベツ、はくさい、レタス、ホウレン草、ねぎ、たまねぎ、だいこん、にんじん、さといも、きく、りんどう、くり、アスパラガス、チンゲン菜、ケール、たかな、水菜、唐辛子、ワラビ、ゼンマイ、センプリ、ウド、山芋、クレソン、アケビを原料としたリキュールを製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）が、果実酒については2キロリットル、リキュールについては1キロリットルに引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能になる。</p> <p>これにより、市場の出荷規格を満たさない地域の特産物についての利用価値が高まり、作付面積の拡大と生産者の収益性の向上が図られる。また、九州新幹線の全線開業と同時期に本事業を推進することにより、新たな阿蘇観光の一面を形成できるものである。</p> <p>なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。</p>

新	旧
<p>ことにより、新たな阿蘇観光の一面を形成できるものである。</p> <p>なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。</p> <p>関係市町村は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。</p> <p>(削除)</p>	<p>関係市町村は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。</p> <p>別紙（特定事業番号：1303）</p> <p>(略)</p>